

静岡県告示第384号

観光地域づくり整備事業費補助金交付要綱（平成30年静岡県告示第327号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月20日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 定義 (1)～(4) （略） (5) この要綱において「民間製造等事業者」とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。 ア <u>産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類A―農業、林業（小分類014―園芸サービス業及び小分類029―その他の林業を除く。）、大分類B―漁業（中分類04―水産養殖業に限る。）又は大分類E―製造業に属する事業所を有する事業者（当該事業者を直接又は間接に構成員とする団体を含み、法人である事業者に限る。イにおいて同じ。）</u> イ （略） (6)～(9) （略） (10) この要綱において「特定地域」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地及び過	第2 定義 (1)～(4) （略） (5) この要綱において「民間製造等事業者」とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。 ア <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類Aに掲げる農業、林業（産業分類の小分類に掲げる分類番号014の園芸サービス業及び分類番号029のその他の林業を除く。）、大分類Bに掲げる漁業（産業分類の中分類に掲げる分類番号04の水産養殖業に限る。）又は大分類Eに掲げる製造業に属する事業所を有する事業者（当該事業者を直接又は間接に構成員とする団体を含み、法人である事業者に限る。イにおいて同じ。）</u> イ （略） (6)～(9) （略） (10) この要綱において「特定地域」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地及び過

<u>疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する市町村の区域（同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。</u> 第8 状況報告 (1) 提出書類 各1部 <u>ア 入札及び契約関係に係る書類の写し</u> <u>イ 事業進捗状況調書（様式第6号）</u> (2) 提出期限 <u>ア (1)アについては、契約締結後7日以内</u> <u>イ (1)イについては、毎月末の状況を翌月の10日まで（ただし、事業が完了した月については不要）</u>	<u>疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。</u> 第8 状況報告 (1) 提出書類 1部 <u>入札及び契約関係に係る書類の写し</u> (2) 提出期限 <u>契約締結後7日以内</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 令和9年3月31日までの間は、改正後の第2(10)中「及び」とあるのは「並びに」と、「過疎地域を」とあるのは「過疎地域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域を」とする。